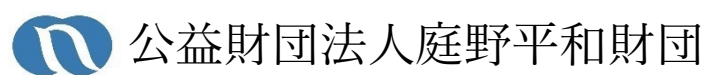


# 庭野平和賞奨励賞

(2024年6月修正版)



## 1 庭野平和財団について

庭野平和財団は、昭和 53 年（1978 年）、宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究の発展を促し、世界平和と人類の共存に寄与することを目的として設立されました。

設立者である立正佼成会の故庭野日敬師は、国内においては「明るい社会づくり運動」を提唱し、国際的には、「世界宗教者平和会議（WCRP）」をはじめ、「国際自由宗教連盟（IARF）」など、宗教協力を基盤とした平和のための活動を積み重ねてきました。

一方、平和を達成するためには、特定の宗教の枠を超え、宗教界の多くの人びと、さらに社会の各方面で活躍する方々に参加していただき、衆知を集めて取り組むことが肝要であり、そのために財政的な基盤も築かなければならないと考え、庭野平和財団が設立されました。

平成 22 年（2010）12 月に公益財団法人に移行し、設立目的を達成するために、庭野平和賞の贈呈（褒賞事業）、宗教的精神を基盤とした平和のための活動と研究への助成（助成事業）、シンポジウムやセミナー等の開催、国際交流事業の推進（推進事業）などの事業を展開しています。

主な事業：

（1） 平和活動推進事業（宗教的精神を基盤とした平和のための活動と研究の推進）

- ・ 宗教組織および市民組織が行う活動に関する社会調査・資料収集事業
- ・ 普及啓発事業

（2） 褒賞事業（宗教的精神を基盤とした平和のための活動と研究に功績のある者に対する褒賞）

- ・ 庭野平和賞
- ・ 庭野平和賞奨励賞

（3） 助成事業（宗教的精神を基盤とした平和のための活動と研究に対する助成）

- ・ 公募助成
- ・ 非公募助成（NPF プログラム）

## 2 庭野平和賞と庭野平和賞奨励賞について

庭野平和賞は昭和 58 年（1983 年）に第 1 回贈呈式を行い、その後、毎回 1 名又は 1 団体に贈呈し、令和 3 年（2021 年）現在、個人 30 名、団体 8 団体に贈呈されています。

同賞は、宗教的精神を基盤とした平和のための活動において既に顕著な功績をあげている個人や団体を表彰しています。

そしてあらたに、この平和賞に加えて、将来、顕著な功績をあげることが期待される宗教的精神を基盤とした平和のための活動をしている個人又は団体を受賞対象者として、その活

動を奨励するために庭野平和賞奨励賞が設立されました。

褒賞事業の目的とねらいは、「宗教的精神を基盤とした平和のための活動と研究に功績のある個人又は団体を表彰し、その業績を国内外のメディアを通じてグローバルに広報することにより、人びとの幸福と平和な社会づくり、ひいては世界平和に貢献している人びとを激励し、同様の活動に従事する人びとが多く輩出される事に寄与する」こととあります。

この目的とねらいを達成するため、「庭野平和賞」と「庭野平和賞奨励賞」を実施します。

なお、「庭野平和賞」と「庭野平和賞奨励賞」のそれぞれは、各々が個別の目的とねらい(\*)を持つ独立した事業です。

#### (\*) 庭野平和賞奨励賞のねらい

宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究をとおして、地域に根差しつつ、人びとの生活にとって身近で具体的な課題に取り組み、人びとの幸福と平和な社会を構築するための先駆的で萌芽的、実験的な活動に功績をあげている個人又は団体を表彰し更なる発展を奨励する。

なお、先駆的で萌芽的、実験的な活動とは、従来にない新しい発想と、人びとの日々の生活の中から社会的な課題を解決するためのヒントを収集して企画された比較的小規模な活動で、人びとの共感や賛同、支持と参加が得られ、具体的な短期的成果が得られるものであり、さらに、その成果や課題が公開されていて、人びとの批判や建設的な意見を受け入れることができるといった公開性と柔軟性を保持している活動と考える。そして、そうした活動を行う個人又は団体の功績は、中・長期的に具体的な制度や政策の立案や策定へとつながるといった、人びとの幸福と平和な社会構築に貢献する社会的な波及力をどのくらい有するかによって認められるものとする。

### 3. 庭野平和賞奨励賞の事業概要

宗教的精神を基盤とした平和のための活動と研究をとおして、地域に根差しつつ、人びとの生活にとって身近で具体的な課題に取り組み、人びとの幸福と平和な社会を構築するための先駆的で萌芽的、実験的な活動に功績をあげた個人又は団体を表彰し、更なる発展を奨励します。

受賞者は毎年、所定の選考過程を経て選定されます。まず、推薦人に推薦を依頼し、その推薦について庭野平和賞奨励賞委員会が、所定の選考基準に基づき書類審査と選考会議を行い、原則として毎年3件以内の受賞者を選定します。

受賞者には、正賞（賞状）と副賞（賞金 200 万円）が贈呈されます。贈呈は贈呈式を通して行われ、別途にシンポジウムや講演会も実施されます。

## 4. 運営体制

### (ア) 庭野平和賞奨励賞受賞候補者推薦人

庭野平和賞奨励賞受賞候補者推薦人は庭野平和賞奨励賞の候補としてふさわしい個人や団体を庭野平和賞委員会に推薦する。推薦人は、国内外の有識者とする。

### (イ) 庭野平和賞奨励賞委員会

庭野平和賞奨励賞委員会は「庭野平和賞奨励賞委員会規約」に基づき、本奨励賞の受賞者を選考し選定する。

### (ウ) 庭野平和賞奨励賞協力者（通称「協力者」）

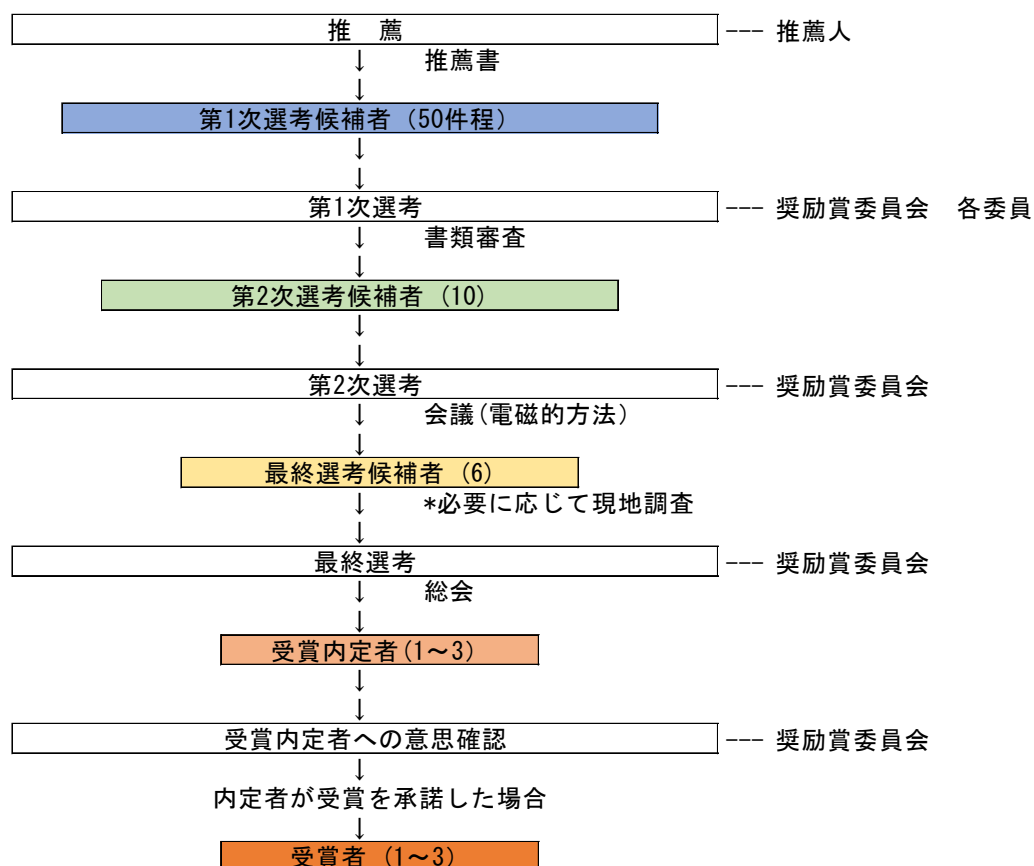
庭野平和賞奨励賞委員会が候補者に関するより詳細な一次的情報が必要と判断した場合、同委員会は外部の有識者や専門家、活動家などに、候補者に対する訪問調査や面会を依頼することができる。

### (エ) 事務局

庭野平和賞奨励賞の円滑な運用事務を行うため庭野平和財団内に事務局を設置する。

## 5. 受賞者の選定方法(概要)

庭野平和賞奨励賞の受賞者の選定は、推薦者による「推薦」に対し、書類審査による「第1次選考」と「第2次選考」、そして奨励賞委員会を開催し「最終選考」を行う。



## 6. 受賞者の選定方法（詳細）

### （ア） 推薦依頼

事務局は「庭野平和賞奨励賞候補者推薦人」に候補（第1次選考候補者）の推薦を書面にて依頼する。

### （イ） 推薦人による「第1次選考候補者」の推薦作業

推薦人は「庭野平和賞奨励賞受賞者選考基準」に基づいてふさわしい個人或いは団体を推薦する。各推薦者が推薦できる案件は1件のみとする。

推薦は規定の書類「庭野平和賞奨励賞 候補者推薦書」に記入し事務局に提出する。

### （ウ） 事務局による推薦書の取りまとめ、及び庭野平和賞奨励賞委員会への送付

事務局は、第1次選考候補者のリスト「庭野平和賞奨励賞第1次選考候補者リスト」を作成する。その際、不備のある推薦書を除外する他、第1次選考候補者が庭野平和賞奨励賞受賞者選考基準に適合しているかを確認する。

その後、事務局は庭野平和賞奨励賞第1次選考候補者リスト、及び全推薦書を庭野平和賞奨励賞委員会の各委員に送付する。

なお、同リストの第1次選考候補者は、以降3年間、候補対象として有効とする。4年目には候補対象から除外する。

### （エ） 第1次選考（「第2次選考候補者」の選考）

庭野平和賞奨励賞委員会の各委員は、第1次選考候補者リストから2名を選考する「第1次選考」を行う。候補者とその選考理由を所定の「候補者ノミネート用紙」に記入し、事務局に返送する。

この第1次選考により選考された候補者を「第2次選考候補者」と呼ぶ。

### （オ） 第2次選考（「最終選考候補者」の選定）

庭野平和賞奨励賞委員会は第2次選考会を開催し、第2次選考候補者の中から最終的な候補者となる「最終選考候補者」を6案件選定する（会議は電磁的方法を含める）。

### （カ） 協力者による情報収集（委員会の依頼に基づき適宜）

上記で選定された6案件について、事務局によるWebインタビュー或いは必要に応じて「庭野平和賞奨励賞協力者」による「現地訪問調査」を実施し、情報収集を行う。

協力者の選定は庭野平和賞奨励賞委員会と事務局が行う。

協力者は、現地訪問調査を実施後、所定の「現地訪問調査報告書」に調査結果を記述し、庭野平和賞奨励賞委員会に提出する。

(キ) 最終選考（「受賞内定者」の選定）

庭野平和賞奨励賞委員会は、最終選考会を開催し、受賞内定者を選定する。本会により、1ないし3件の受賞候補者を決定する。

(ク) 受諾意思確認（「受賞内定者」への意思確認）

受賞内定者選定後、受賞内定者本人に直接内示し、受諾の意思を確認する。

(ケ) 受賞者の正式な決定

受賞内定者本人（あるいは当該組織）が庭野平和賞奨励賞の受賞を受諾した場合、正式な受賞者となる。

## 7. 受賞者への授賞通達

正式書簡の郵送、或いは代理人による手渡しにより直接本人に授賞の通達を行う。

## 8. 受賞者発表

庭野平和賞奨励賞受賞者名は、庭野平和財団が主催する記者会見にて公式に発表される。

## 9. 庭野平和賞奨励賞の贈呈

庭野平和賞奨励賞の贈呈式を行う。なお、本奨励賞の贈呈式は、庭野平和賞の贈呈式とは別途の日程で行う。ただし、同平和賞贈呈式からおよそ7日から14日ほどが経過した後に実施することを原則とする。

## 10. 賞金の送金

贈呈式の後、庭野平和財団より賞金を送金する。

## 11. 市民との対話・交流（案）

（受賞者対話巡業（キャラバン） 例：関東・関西・東北他）

本奨励賞受賞者の滞在中、日本国内で平和のために活動する市民との対話・交流のイベントを企画し、実施する。その際、受賞者の滞在日程上可能な限り、多くの地域を訪れ、出来る限り、多方面で活躍する多くの市民との対話・交流が実現することに努める。

## 庭野平和賞奨励賞選考基準

庭野平和賞奨励賞の目的とねらいを達成するため、庭野平和賞奨励賞の受賞者の選考にあたっては、以下の項目を選考基準とする。

特記：本賞の性質を鑑み、受賞者の対象年齢は原則として60歳以下とする（2023年度追加事項）

1. 宗教的精神を基盤として、地域に根差しつつ、人びとの生活にとって身近で具体的な課題に取り組んでいる個人又は団体であること。
2. 人びとの幸福と平和な社会を構築するための先駆的で萌芽的、実験的な活動に功績をあげた個人又は団体であること。
3. 受賞時に実際に活動を行っており、受賞後も同様の活動を継続することが見込まれること。
4. 行政、市民団体、また平和のために取り組む個人や組織と協力関係を構築していること。
5. 活動が、特定の宗派、イデオロギー、政策、政党や団体に資することを、直接的にも間接的にも目的としていないこと。
6. 周囲の人びとの賛同と共感、支持を受けており、世代を超えて人びとに語り継がれるような、宗教的精神に基づく平和のための活動であること。
7. メディアでの紹介があること。
8. 宗教と宗教協力に対する正しい理解を促進する活動であること。
9. 人びとの精神的な救われをも視野に入れた活動であること。
10. 国籍、性別は問わない。
11. 活動地について限定を設けない。
12. 自薦は対象外とする。

### （\*）庭野平和賞奨励賞のねらい

宗教的精神にもとづく平和のための活動と研究をとおして、地域に根差しつつ、人びとの生活にとって身近で具体的な課題に取り組み、人びとの幸福と平和な社会を構築するための先駆的で萌芽的、実験的な活動に功績をあげた個人又は団体を褒賞し更なる発展を奨励する。

なお、先駆的で萌芽的、実験的な活動とは、従来にない新しい発想と、人びとの日々の生活の中から社会的な課題を解決するためのヒントを収集して企画された比較的小規模な活動で、人びとの共感や賛同、支持と参加が得られ、具体的な短期的成果が得られるものであり、さらに、その成果や課題が公開されていて、人びとの批判や建設的な意見を受け入れることができるといった公開性と柔軟性を保持している活動と考える。そして、そうした活動を行う個人又は団体の功績は、中・長期的に具体的な制度や政策の立案や策定へとつながるといった、人びとの幸福と平和な社会構築に貢献する社会的な波及力をどのくらい有するかによって認められるものとする。